

令和元年第2回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第1号	専決処分した事件の承認について(上越市 国民健康保険税条例の一部改正について)	国保年金課	1~2
議案第81号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第1 号)	福祉課ほか	3~8
議案第82号	令和元年度上越市介護保険特別会計補正 予算(第1号)	高齢者支援課	9

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第1号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、その一部が4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる。（第3条、第25条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げる。（第25条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、平成31年度（令和元年度）以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額</p>

改正後	改正前
<p>は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 1 号
提 出 課	福祉課

歳出科目 (P16~P17)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
----------------	-------------	---------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
社会福祉総務管理費	24,979	4,010	28,989

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	4,010	積立金	4,010

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区 分	補正前	補正額	補正後
一般財源 (平成 30 年度社会福祉施設整備費寄附金)	0	4,010	4,010

(歳出)

区 分	補正前	補正額	補正後
積立金 上越市社会福祉施設整備基金積立金	0	4,010	4,010

<参考> 寄附金の状況

区 分	内 訳		金額 (円)	合計 (円)
平成 30 年度寄附金 (平成 31 年 1 月~3 月分)	個人	3 件	4,010,000	4,010,000
	団体	0 件	0	

<参考> 上越市社会福祉施設整備基金の状況

(単位：円)

平成 30 年度末現在高	今回の積立額	令和元年 6 月現在高
429,175,789	4,010,000	433,185,789

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P16~P17)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉施設建設事業	120,966	96,336	217,302

主な補正財源		主な経費	
県支出金	96,336	負担金補助及び交付金	96,336

【補正理由】

介護老人保健施設事業者が、介護医療院への転換を図るため実施する、居室のユニット化等の改修事業について補助金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	地域密着型施設整備事業費補助金	36,288	0	36,288
	施設開設準備経費等支援事業費補助金	29,151	0	29,151
	ユニット化改修等支援事業費補助金	0	96,336	96,336
一般財源		55,527	0	55,527
合計		120,966	96,336	217,302

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料		398	0	398
負担金補助及び交付金		120,568	96,336	216,904
	施設建設費負担金	11,442	0	11,442
	施設建設費補助金	43,687	0	43,687
	施設開設準備経費等支援事業費補助金	29,151	0	29,151
	地域密着型施設整備事業費補助金	36,288	0	36,288
	ユニット化改修等支援事業費補助金	0	96,336	96,336
合計		120,966	96,336	217,302

<介護医療院に転換する施設>

- ・施設名：介護老人保健施設「えがおと虹の森 ふもと」(中央1丁目23-26)
- ・事業者：医療法人 麓会
- ・開設日：令和2年4月1日(予定)
- ・定員数：80人 ※現在の定員数と変更なし

<転換する目的>

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指しリハビリ等を提供する施設であり、入所期間は原則3～6か月だが、介護医療院は、医療を必要とする要介護者の長期療養と生活施設としての機能を有する介護保険施設であり、長期入所が必要な要介護者に安定した医療・介護のサービスを提供するため。

※介護医療院は、令和6年3月末に廃止予定の介護療養病床の代替として、今後、増加する慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、平成30年4月に新たに法改正により創設された施設

<介護給付費への影響>

当該施設について、現在の入所者数75人で介護給付費見込額を比較した場合、介護老人保健施設より介護医療院の方が年間1,142万円の増が見込まれるが、令和元年度の介護給付費231億8,841万3千円の0.05%であり、現行予算の範囲で不足額が生じない見込みのため、介護保険料の変更は行わない。

[介護給付費見込額の比較]

区 分	基本部分 (①)	加算部分 (②)	合計 (①+②)
介護老人保健施設 (A)	301,154	22,680	323,834
介護医療院 (B)	316,894	18,360	335,254
比較増減 (B-A)	15,740	△4,320	11,420

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P16～P17)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,131,889	68,706	2,200,595

主な補正財源		主な経費	
諸収入	52,503	需用費	68,706
一般財源	16,203		

【補正理由】

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴い、別途、保護者から実費を徴収する給食費の負担内容が定まったことから、関連経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
諸収入	61,777	52,503	114,280
保育所利用者給食費負担金	0	52,503	52,503
一般財源	167,982	※ 16,203	184,185
合計	229,759	68,706	298,465

※ 一般財源の補正額 16,203 千円のうち、11,772 千円は子ども・子育て支援臨時交付金（公定価格分：1人1月当たり 4,500 円）により措置

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
需用費（賄材料費）	229,759	68,706	298,465

(1) 給食費の実費徴収の概要

<国の制度>

現在、保育料に含まれている「3歳以上児の給食費（おかず代及びおやつ代）」を入園児童の保護者から実費徴収するもの。なお、年収 360 万円未満相当世帯及び保育園等に同時入園する第 3 子以降の児童に係る給食費は徴収を免除する。

<市独自の徴収免除>

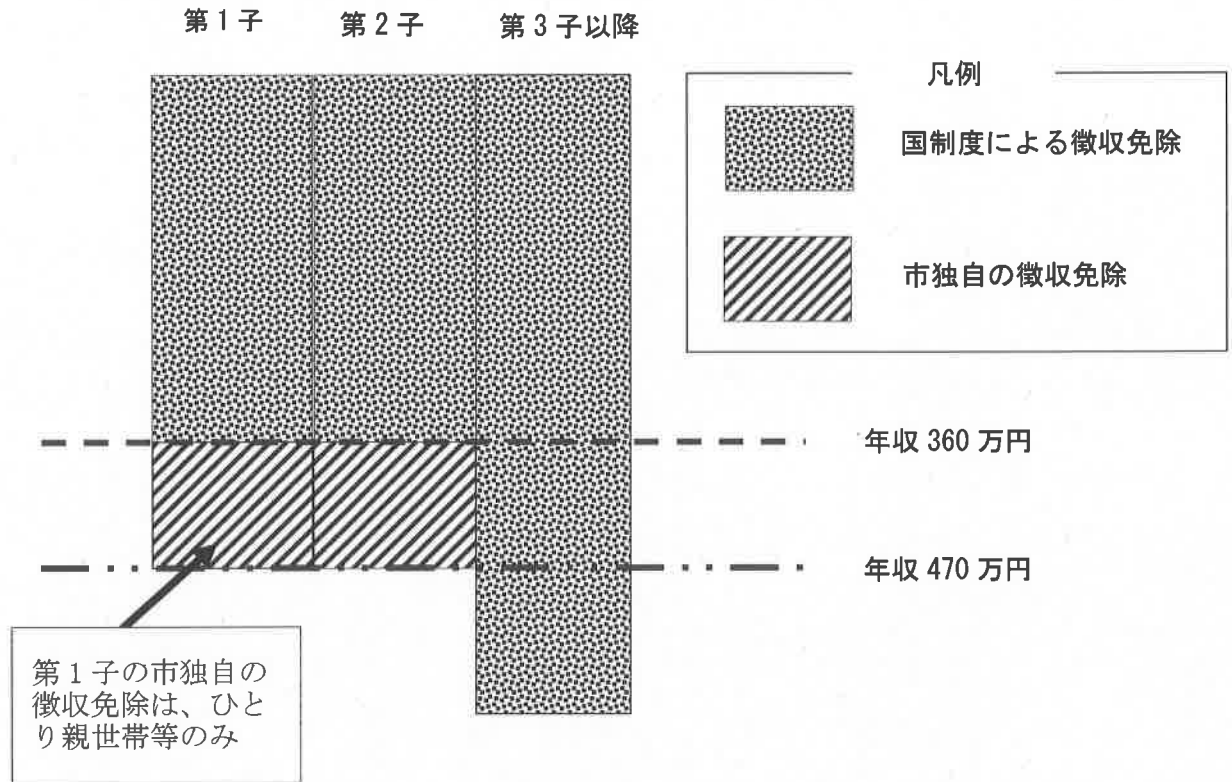
保育料について、国の軽減制度を拡充し、年収 360 万円以上 470 万円未満相当世帯の児童の保育料を独自に軽減している。国の制度では、年収 360 万円以上相当世帯の給食費は実費徴収となることから、市の保育料独自軽減対象者は従来の保育料負担よりも給食費が上回る。

このため、市の保育料独自軽減に該当する 55 人（見込み）の給食費は徴収を免除する。

・市独自の給食費の徴収免除（市の一般財源負担額） 1,815

(2) 徴収金額 (過去 3 か年の食材料費から算出)
月額 5,500 円 (1 食当たり 275 円)

<参考> 給食費の免除基準 (イメージ図)



提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P16～P17)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所運営費	2,576,976	8,208	2,585,184

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,105	委託料	5,562
県支出金	1,552	扶助費	2,646
一般財源	3,551		

【補正理由】

私立保育園及び認定こども園において本年10月以降、保護者から実費を徴収する給食費に関し、国、市それぞれの免除基準により給食費を徴収しない児童がいる施設に対して、当該児童1人当たり公定価格相当分として月額4,500円を補填するための経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	954,124	3,105	957,229
私立保育所等施設型給付費負担金	940,403	3,105	943,508
子育て支援施設等利用給付費負担金	13,721	0	13,721
県支出金	494,019	1,552	495,571
私立保育所等施設型給付費負担金	439,948	1,552	441,500
子育て支援施設等利用給付費負担金	6,860	0	6,860
私立保育所等施設型給付費地方単独費用県費補助金	47,211	0	47,211
一般財源	997,729	※ 3,551	1,001,280
合計	2,445,872	8,208	2,454,080

※ 一般財源の補正額3,551千円のうち、1,552千円は子ども・子育て支援臨時交付金により措置

(歳出)

区分	補正前	補正額	補正後
委託料	1,835,915	5,562	1,841,477
扶助費	609,957	2,646	612,603
認定こども園施設型給付費	582,514	648	583,162
子育て支援施設等利用給付費	27,443	0	27,443
就園支援給付金	0	1,998	1,998
合計	2,445,872	8,208	2,454,080

※ 免除(補填)対象となる児童数の見込み 国基準該当230人、市基準該当74人

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第82号
提 出 課	高齢者支援課

令和元年度上越市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

歳出については、令和元年10月に実施が予定されている介護報酬改定に対応するため、介護保険事務処理システムの改修に係る経費を補正するもの

歳入については、当該システム改修に関連する国の介護保険事業費補助金を計上するとともに、収支の均衡を図るため一般会計繰入金を増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	項 目	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	5,429,037	2,889	5,431,926
	介護保険事業費補助金	0	2,889	2,889
7	繰入金	3,633,419	2,889	3,636,308
	その他一般会計繰入金	378,838	2,889	381,727
	事務費繰入金	254,746	2,889	257,635

(歳出) (単位：千円)

款	項 目	補正前	補正額	補正後
1	総務費	379,808	5,778	385,586
	一般経費	34,447	5,778	40,225